

都合により日程を変更することがありますので、お問い合わせください。

名称	日・曜日	時間	相談会場	相談員・申込方法など	問い合わせ
家庭児童相談 DV相談	月～金曜日 ※祝日を除く	8:30～17:15	こども家庭課	☎家庭相談員兼母子・父子自立支援員・女性相談員	こども家庭課 ☎(082)420-0407
	上記以外	—	—	—	市役所直室 ☎(082)422-2111
家庭児童相談	水曜日 ※祝日を除く	10:00～17:00	子育て・障害総合支援センターはあとふる(市民文化センター)	☎家庭相談員兼母子・父子自立支援員	はあとふる ☎(082)493-6073
障害者・障害児相談	月～土曜日 ※祝日を除く	8:30～17:15	子育て・障害総合支援センターはあとふる(市民文化センター)	☎相談支援コーディネーター	はあとふる ☎(082)493-6073
障害者虐待相談	月～金曜日 ※祝日を除く	8:30～17:15	子育て・障害総合支援センターはあとふる(市民文化センター)	☎相談支援コーディネーター	はあとふる ☎(082)493-6073
	—	—	障害福祉課	☎障害福祉課職員	障害福祉課 ☎(082)420-0180
	上記以外(障害者虐待通報のみ)	—	—	—	市役所直室 ☎(082)422-2111
広島地域若者サポートステーション「若者交流館」	2月2日、9日、16日 (いずれも水曜日)	13:00～17:00	市民文化センター研修室1	就職したいけれど、あと一歩が踏み出せない人、職場での人間関係が苦手で辞めてしまった人などの相談を受け付けます。 ☎自己理解、自己表現、コミュニケーション演習、応募書類作成や面接練習など ☎15歳から概ね49歳までの人(保護者からの相談も受け付けます) ☎要予約	広島地域若者サポートステーション「若者交流館」 ☎(082)511-2029
働く女性の相談室	19日(土)	13:30～14:30	市民文化センター2階研修室3(サンスクエア東広島)	☎仕事上の悩み(セクハラ、パワハラ、家庭との両立)や、働きたい女性の相談 ☎12日(土) ☎電話、窓口	エスポワール/男女共同参画推進室 ☎☎(082)424-3833
	—	14:30～15:30	—	—	—
ボランティア相談窓口	第2・4水・土曜日 ※祝日を除く	13:00～16:00	市民文化センターボランティア活動支援センター	☎ボランティアコーディネーター	ボランティア活動支援センター ☎(082)424-9590
	火・木曜日 ※祝日を除く	13:00～16:00	生涯学習課	☎生涯学習相談員	生涯学習課 ☎(082)420-0979
不登校サポート「親の会」	第3水曜日 ※祝日を除く	13:30～15:00	西条フレンドスペース(市民文化センター)	☎電話	西条フレンドスペース ☎(082)421-8494
児童青少年総合相談	教育相談	水・木・土・日曜日 ※祝日を除く	10:30～12:00 13:00～17:00	☎教育相談員	—
	カウンセラー相談	火・金曜日 ※祝日を除く	13:00～16:00	☎臨床心理士 ☎☎電話または窓口 開館日の10:30～17:00	児童青少年総合相談室 ☎(082)422-3749
	子育て相談	火・木・日曜日 ※祝日を除く	10:30～12:00 13:00～17:00	☎児童厚生員	—
精神科医による精神保健相談	10日(木)	13:30～15:00	広島県西部東保健所2階保健相談室	☎精神科医 ☎個別相談 ☎☎電話	県西部東保健所保健課 ☎(082)422-6911(代)

市政への要望(文書・メール・ファックス・電話など)

①タイトル②要望事項③住所・名前・ファックス番号を記入の上、あなたの声をお寄せください。(市民生活課)

✉ hgh200922@city.higashihiroshima.lg.jp
☎ (082) 426-3124 ☎ (082) 420-0922

Free of Charge 外国人相談窓口・Information and Consultations・Salão de Comunicação・外国人相談窓口・Dịch vụ tư vấn

言語	曜日	時間	場所	問い合わせ
Daily Life Consultations Consultas Diversas 生活相談 生活相談	English 英語	Mondays, Tuesdays, Wednesdays, Thursdays【月、火、水、木】 Saturdays【土】 Fridays, Sundays【金、日】	市民文化センター コミュニケーションコーナー	Communication Corner Salão de comunicação コミュニケーションコーナー ☎(082)423-1922
	Português ポルトガル語	Quartas, Quintas, Sábados【水、木、土】		
	中文 中国語	星期二、五、日【火、金、日】 星期四、六【木、土】		
	Tiếng Việt ベトナム語	Chủ Nhật【日】		
	—	—		
Legal Consultations Consulta Jurídica 法律相談 法律相談	2月12日(土) ①13:00～②14:00～ ③15:00～	弁護士が法律相談に応じます。英語・ポルトガル語・中国語の通訳あり。 1週間前までに予約が必要。 相談時間は約40分。	市民文化センター 研修室	☎(082)424-3811 ☎http://hhface.org/corner/jp.html

名称	日・曜日	時間	相談会場	相談員・申込方法など	問い合わせ		
相続・遺言に関する相談	20日(日)	10:00～16:00 ☎電話相談 (082)511-7196 ※面談相談は予約必要	広島司法書士会総合相談センター (広島市中区上八丁堀6-69広島司法書士会館1階)	☎司法書士 ☎相続・遺言に関する相談会 ☎☎電話 ※要予約	広島司法書士会 ☎(082)221-5345		
法律相談	3日・10日・17日、 24日、3月3日 (いずれも木曜日)	13:00～16:00 ※相談時間は30分以内	市民生活課	☎弁護士 12人/日(抽選) ☎当日受付(8:30～9:00)に電話またはファックス、窓口 ※相談は原則年度内1回限り	市民生活課 ☎(082)420-0922 ☎☎(082)426-3124 ※ファックスで申し込む場合、必ず電話番号やファックス番号を明記してください。		
登記・法律相談(相続・成年後見など)	9日・16日(水)	10:00～12:00 ※相談時間は30分以内	—	☎司法書士 8人/日(先着順) ☎当日受付(8:30～9:30)に電話またはファックス、窓口	—		
消費生活相談	月～金曜日 ※祝日を除く	9:00～12:00 13:00～17:00	消費生活センター(市役所北館1階窓口)	☎消費者と事業者間の契約トラブルに関する相談 ☎消費生活相談員	消費生活センター ☎(082)421-7189		
お昼の消費生活相談	月～金曜日 ※祝日を除く	11:00～13:00	—	☎消費生活センター受付時間外の相談窓口です。 ☎国民生活センター職員など	国民生活センター ☎(03)3446-0999 消費者ホットライン ☎188		
休日の消費生活相談	土日祝日	10:00～16:00	—	—	国民生活センター ☎(03)3446-0999 消費者ホットライン ☎188		
心配ごと相談・行政相談	西条会場 1日(火)	13:00～16:00	市役所本館2階201会議室	(心配ごと相談) ☎心配ごと相談員 (民生委員・児童委員)	(心配ごと相談) 東広島市民生委員 児童委員協議会 ☎(082)420-0932		
	八本松会場 9日(水)	13:00～16:00	八本松地域センター				
	志和会場 17日(木)	13:00～16:00	志和出張所				
	高屋会場 28日(金)	13:00～16:00	高屋西地域センター				
	黒瀬会場 7日(月)	9:00～12:00	黒瀬支所南庁舎5階第3会議室			(行政相談) ☎国の行政に関する要望や相談 ☎行政相談委員	(行政相談) 中国四国管区 行政評価局 ☎(082)228-6173
	福富会場 9日(水)	13:00～16:00	福富保健福祉センター				
	豊栄会場 15日(火)	13:00～16:00	豊栄保健福祉センター				
	河内会場 24日(水)	13:00～16:00	河内保健福祉センター				
安芸津会場 18日(金)	13:00～16:00	安芸津文化福祉センター					
自殺予防相談	年中無休	24時間	—	—	広島いのちの電話 ☎(082)221-4343 よりそいホットライン ☎(0120)279-338		
【特設】人権相談	西条会場 1日、8日、15日、 3月1日 ※いずれも火曜日	13:00～16:00	広島法務局東広島支局	☎人権擁護委員	東広島竹原人権擁護委員協議会 ☎(082)423-7752		
	黒瀬会場 7日(月)、3月7日(月)	9:00～12:00	黒瀬支所南庁舎5階第3会議室				
	豊栄会場 15日(火)	13:00～16:00	豊栄保健福祉センター				
	河内会場 15日(水)	9:00～12:00	河内保健福祉センター				
	安芸津会場 18日(金)	13:00～16:00	安芸津文化福祉センター				
【常設】人権相談	月～金曜日 (祝日を除く)	8:30～17:15	広島法務局東広島支局	☎法務局職員、人権擁護委員	広島法務局東広島支局 ☎(082)423-7707		
不動産売買・賃貸借に関する相談	22日(火)	10:00～12:00 13:00～16:00 ※相談時間は1時間以内	市民生活課	☎弁護士・宅地建物取引士 ☎5人/日(先着順) ☎☎電話、ファックス、窓口(21日(月)正午まで)	広島県宅地建物取引業協会安芸賀茂支部 ☎(082)822-7096 ☎☎市民生活課 ☎(082)420-0922 ☎☎(082)426-3124		
ひがし広島法律相談センター	毎週水曜日 (変更になることがある)	13:00～16:00	市民文化センター研修室3(サンスクエア東広島2階)	☎☎☎広島弁護士会 ☎☎☎電話(休業日を除く9:30～16:00) ☎☎☎有料	ひがし広島法律相談センター ☎(082)421-0021		
公正証書による遺言・契約書等の作成	月～金曜日 ※祝日を除く	8:30～12:00 13:00～17:15	東広島公証役場(サンスクエア東広島4階)	☎公証人 ☎☎☎電話	東広島公証役場 ☎(082)422-3733		
県民相談	月～金曜日 ※祝日を除く	9:00～17:00	広島県生活センター(県庁農林庁舎1階)	☎離婚、相続、近隣トラブル、交通事故などに関する相談 ☎県民相談員	県民相談窓口 ☎(082)223-8811		

教えて 消費生活

市内で発生した類似事例を紹介いたします。

一方的に送りつけられた商品の代金は支払い不要！

(事例1)母親に、何度もしつこく海産物購入の勧誘電話があり、断っていた。最近、電話を取らなくなったが、昨日その事業者からの商品配達のお知らせが入っていた。受け取り拒否をしようとしたら、

「事例2」注文していない健康食品が届いており、定期購入と書いてある紙と払込用紙が同封されていた。どうしたらよいか。

「アドバイス」
特定商取引法が改正され、注文や契約をしていないにもかかわらず、一方的に送りつけられた商品は、直ちに処分することができるようになりました。商品を開封・処分しても支払いは不要です。贈答品などの可能性もあるため、家族などに心当たりがないか確認しましょう。また、注文したことを忘れていないか思い返してみてください。お金を支払ってしまっても取り戻せる場合があるので、東広島市消費生活センターにご相談ください。

消費生活センター
☎(082)421-7189